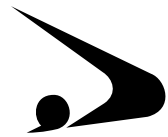


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則

知事が管理する行政文書の公開等に関する規則（一・情報公開室）
 秋田県情報公開審査会規則の一部を改正する規則（二・情報公開室）
 秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則（三・
 税務課）

規則

知事が管理する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十四年一月八日

秋田県規則第一号

秋田県知事 寺田典城

知事が管理する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する行政文書の公開等に関する規則（昭和六十二年秋田県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

題名中「管理する」を「保有する」に改める。

第一条中「第十七条」を「第三十三条」に、「管理する」を「保有する」に改める。

第一条中「第七条」を「第九条第一項」に、「請求書の提出」を「公開請求」に改める。

第三条第一項中「第八条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第一項中「第八条第三項」を「第十条第三項」に、「様式第一号の二」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「第八条第四項」を「第十条第四項」に改め、同項第一号中「様式第三

号」を「様式第四号」に改め、同項第二号中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項第三号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項第四号中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第五号中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

第八条中「第十四条」を「第三十二条」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十三条」を「第三十一条」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（情報公開審査会諮問通知書）

第十条 条例第十六条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書（様式第十二号）によるものとする。

第六条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条第二項中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第七条とする。

第三条の二中「第九条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（行政文書公開請求事案移送通知書）

第四条 条例第十一条第一項の規定による通知は、行政文書公開請求事案移送通知書（様式第九号）によるものとする。

（行政文書の公開に係る意見照会書等）

第五条 条例第十二条第一項又は第二項の規定による通知は、行政文書の公開に係る意見照会書（様式第十号）によるものとする。

2 条例第十二条第三項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、行政文書公開決定に関する通知書（様式第十一号）によるものとする。

様式第一号中「第7条」を「第9条」に、「第7条」を「第9条」に改める。

様式第二号中「第8条」を「第10条」に、「第8条」を「第10条」に改める。
 様式第七号中「第8条」を「第10条」に改める。

同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第9号 行政文書公開請求事案移送通知書(第4条関係)

(A4判)

行政文書公開請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事



年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	<p style="text-align: center;">部(所) 課(室) 班(担当)</p> <p style="text-align: center;">電話</p>
移 送 を し た 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
移 送 を し た 理 由	
請求を受けた実施機関の事務担当課所等	<p style="text-align: center;">部(所) 課(室) 班(担当)</p> <p style="text-align: center;">電話</p>

様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書（第5条関係）

(A 4 判)

行政文書の公開に係る意見照会書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事

印

秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり_____に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

については、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、年 月 日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があつた日	年 月 日
条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話
備考	

(別紙)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電 話

年 月 日付け

号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一 部	全 部
	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	
公開決定に反対する理由		

様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書 (第 5 条関係)

(A 4 判)

行政文書公開決定に関する通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事



年 月 日付けの_____に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項 (同条例第17条において準用する同条例第12条第3項) の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当課所等	部 (所) 課 (室) 班 (担当) 電話
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。

様式第12号 情報公開審査会諮問通知書(第10条関係)

(A4判)

情報公開審査会諮問通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事

印

年 月 日付けの不服申立てについては、秋田県情報公開条例第15条第1項の規定により秋田県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第16条の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話
備 考	

様式第六号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改改」に、「第6条の2」を「第8条」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第五号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改改」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改改」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第三号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改改」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二号の二中「第8条第3項」を「第10条第3項」に、「公認する」を「公認する」に、「并改」を「改改」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同様式を様式第三号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
2 この規則による改正前の知事が管理する行政文書の公開等に関する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二号

秋田県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

秋田県情報公開審査会規則（昭和六十二年秋田県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第八項」を「第二十七条」に、「組織及び」を「調整審議の手続その他審査会の」に改める。

第二条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。
第四条中「審査会の」の下に「調査審議の手続その他審査会の」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三号

秋田県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則（秋田県税条例施行規則の一部改正）

第一条 秋田県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表の中欄中「電話加入権差押通知書」を「差押通知書」に、「電話加入権売却決定通知書」を「売却決定通知書」に改める。

第二十五条の表の上欄中「第七十二条の四十九第十項」を「第七十二条の四十九第十一項」に改める。

「 条例第二百二十七 納税済印」

第四十七条の表中

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 条第三項, 条例第三百三十条) and Form Number (e.g., 様式第二百四十五号, 様式第二百四十七号)

「 条例第二百二十七 納税済印」 様式第二百四十五号 「 条第三項」 に改める。

第五十一条の五の表中

Table with 4 columns: Item Name (e.g., 条例第七十四條の七第一項), Description (e.g., 自動車取得税申告書), Form Number (e.g., 様式第二百四十七号), and Usage (e.g., 用い)

「 条例第七十四條の七第三項」 自動車取得税修 様式第二百五十六号の三 「 正申告書」 に改める。

第五十二条の二に次の一項を加える。

- 4 知事は、条例第七十八条第一項の規定による特約業者の指定又は同条第一項の規定による特約業者の指定の取消しがあつたときは、次に掲げる事項を県公報に登載するものとする。
- 一 特約業者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。）
 - 二 主たる事務所又は事業所の所在地
 - 三 特約業者の指定又は指定の取消しの年月日
- 様式第九十二号中「様式第92号 電話加入権差押通知書」を「様式第92号 差押通知書 その2」に、「電話加入権差押通知書」を「差押通知書」に改め、同様式を様式第九十二号その二として、その前に次のように加える。

様式第92号 差押通知書 その1

差 押 通 知 書										
住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)										年 月 日 秋田県徴税吏員 印
次のとおり滞納に係る徴収金を徴収するため、財産を差し押さえます。										
滞 納 者	住(居)所 (所在地)									
	氏 名 (名 称)									
滞 納 金 額	年度	税目	期(月)別	納期限	番 号	税 額	加算金	延滞金		計
						円	円	法律による 金額 (円)	円	円
								"		
								"		
								"		
	計								"	
	滞 納 処 分 費	金 額		滞納処分費徴収の主なる 理由その他			滞納金合計	円		
		法律による金額 (円)								
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)									
連 絡 先		所 属			氏 名			電話番号		
		秋田県 県税事務所 班								

(注) 印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので完納の日まで更に加算されます。

様式第二百一十一号その一中

を

--	--	--	--	--

に改め、同様式中その二を削り、同様式その三を同様式その二

								溢
--	--	--	--	--	--	--	--	---

とし、同様式その四を同様式その三とする。
附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中秋田県県税条例施行規則第四十七条の表及び第五十一条の五の表の改正規定並びに様式第二百四十七号及び様式第二百五十六号の二を削る改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則に

定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄